将来への橋わたし

国民年金

公的年金等の源泉徴収票が送付されます

老齢や退職を支給事由とする年金（老齢年金）は、雑所得として所得税の課税対象とされています。そのため老齢年金を受けている人には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が日本年金機構から1月下旬に送付されますので、確定申告などの際に提出してください。なお、障害年金・遺族年金は課税の対象でないため、源泉徴収票は送付されません。

紛失などにより再発行が必要な場合はねんきんダイヤル、または彦根年金事務所へお問い合わせください。

問ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
問彦根年金事務所お客様相談室
☎0749-23-1116

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されています

所得税や住民税の申告で、社会保険料控除対象となる国民年金保険料の控除証明書が11月上旬に日本年金機構から発行されています。紛失などにより再発行が必要な場合は、次の専用ダイヤルまたは彦根年金事務所へお問い合わせください。

問控除証明書専用ダイヤル
☎0570-070-117
問彦根年金事務所国民年金課
☎0749-23-1114

障害年金受給者の人も申告が必要です

毎年7月中に「国民年金受給権者所得状況届」のハガキを提出する必要がある一部の障害年金受給者（※）は、障害年金のみの収入であっても市民税・県民税の申告が必要です。なお、一定額以下の所得の人は家族の扶養になることができますので、扶養の申告漏れがないようご注意ください。

※一部の障害年金受給者とは受給要件に所得制限のある人で、年金コードが「2650」「6350」の受給者です。

問保険年金課
☎0748-24-5631
IP0505-801-5631

国民年金

20歳になったら加入手続きを

新成人のみなさん おめでとうございます

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、市役所の保険年金課または彦根年金事務所へお尋ねください。なお、学生や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、保険料の支払いを猶予・免除する制度がありますので、市役所で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

■国民年金の給付は、3種類の基礎年金

老齢基礎年金　老後を支えます
障害基礎年金　病気やケガで障がいの状態になった人を支えます
遺族基礎年金　夫が亡くなったときに子のある妻を支えます

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業の人、農林漁業の人、学生の人など	会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料	国民年金保険料【定額】14,980円（平成24年度）	厚生年金保険料率 16.766%（平成24年9月現在）労使折半で保険料負担	被保険者本人は保険料負担を要しない 配偶者の加入している年金の保険者が負担

■年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

問彦根年金事務所　☎0749-23-1114
問保険年金課　☎0748-24-5631　IP0505-801-5631

■記号の説明・・・問＝問い合わせ　IP＝IP電話